

# 特措法第24条第9項に基づく協力要請等（1）

## 国内で緊急事態宣言が発令している間

### 【市民および市内滞在者への要請】

- 緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来自粛
- 感染リスクを回避する行動の徹底

### 【事業者への要請】

- 業種別ガイドラインや新北海道スタイルなど  
感染拡大防止対策の徹底 など

# 特措法第24条第9項に基づく協力要請等（2）

令和3年2月16日（火）～28日（日）

## 【市民および市内滞在者への要請】

- 感染リスクを回避できない場合には
  - ・ 不要不急の「外出」「市外との往来」の自粛
- 市内飲食店等の午後10時以降の利用自粛

## 【事業者への要請】

- 市内の飲食店等について、営業時間の短縮

# 事業者の皆さまへの協力要請

2月16日(火)～2月28日(日) (13日間)

※ 新規感染者数（週合計）の直近7日間平均が、10万人あたり15人を下回るなど、新規感染の改善が確認された場合に、医療提供体制の負荷の状況等を踏まえて、解除を検討。

対象施設

○札幌市内全域の飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等

要請内容

○営業時間の短縮

⇒営業時間は「午前5時から午後10時まで」

○「業種別ガイドライン」と「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底

※要請にご協力いただいた事業者には、北海道から支援金を支給（調整中）

# 支援金と問い合わせ先

## (仮称) 感染対策協力支援金

内  
容

○ 1店舗 1日当たり 2万円

### 【主な条件】

対象期間の全ての期間において協力要請に応じること

※対象期間：原則 2月16日(火)～2月28日(日)

遅くとも 2月18日(木)から要請にご協力いただくことが必要です

問  
い  
合  
わ  
せ

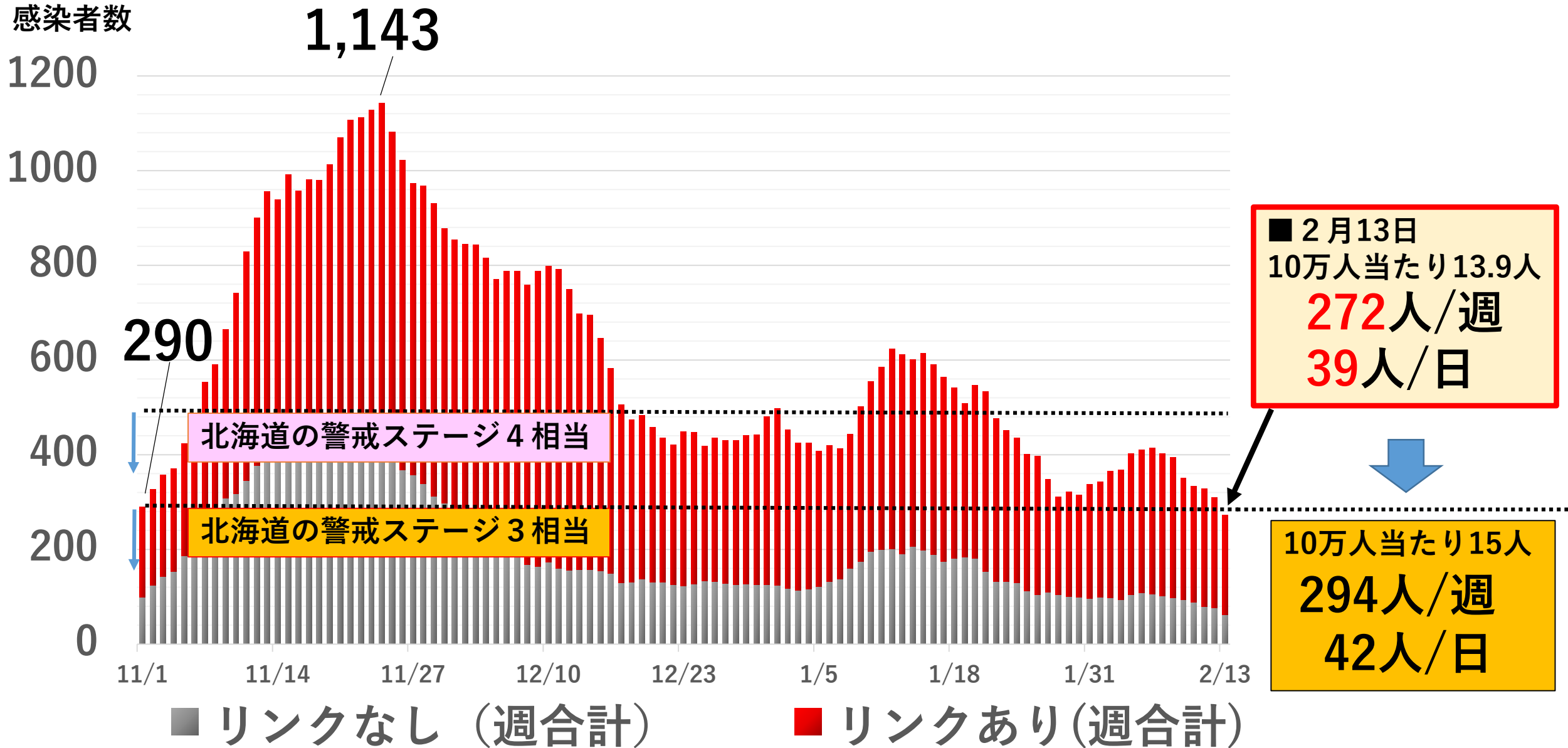
### 専用ダイヤル

○開設時間 8：45～17：15 (2月15日から 平日のみ)

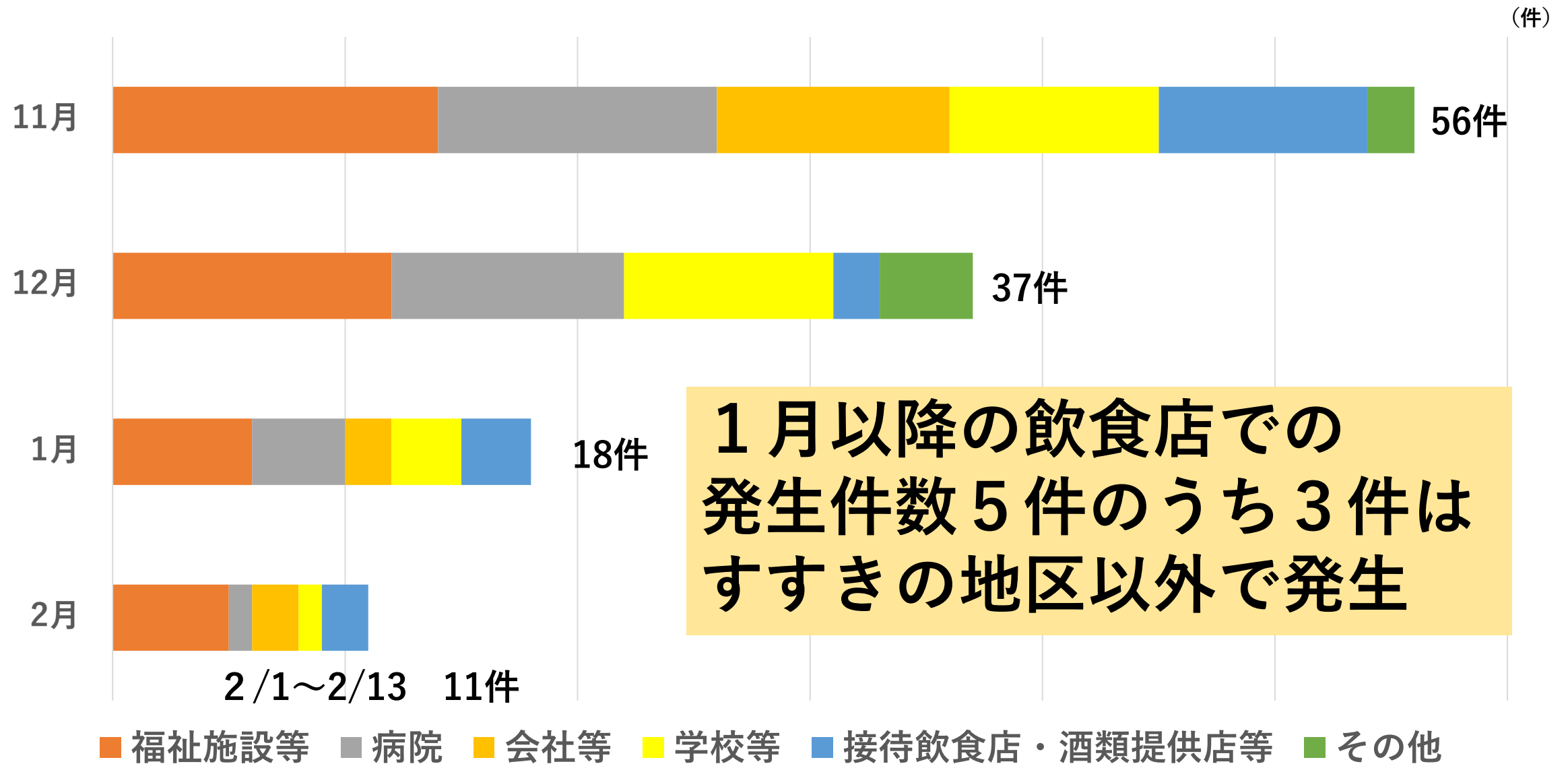
○電話番号 011-211-2566

011-211-2372

# 新規感染者数の推移



# 市内集団感染の発生状況



# 札幌市と主要政令指定都市等の感染状況比較

人口10万人当たりの新規感染者数

80(人)

60

40

20

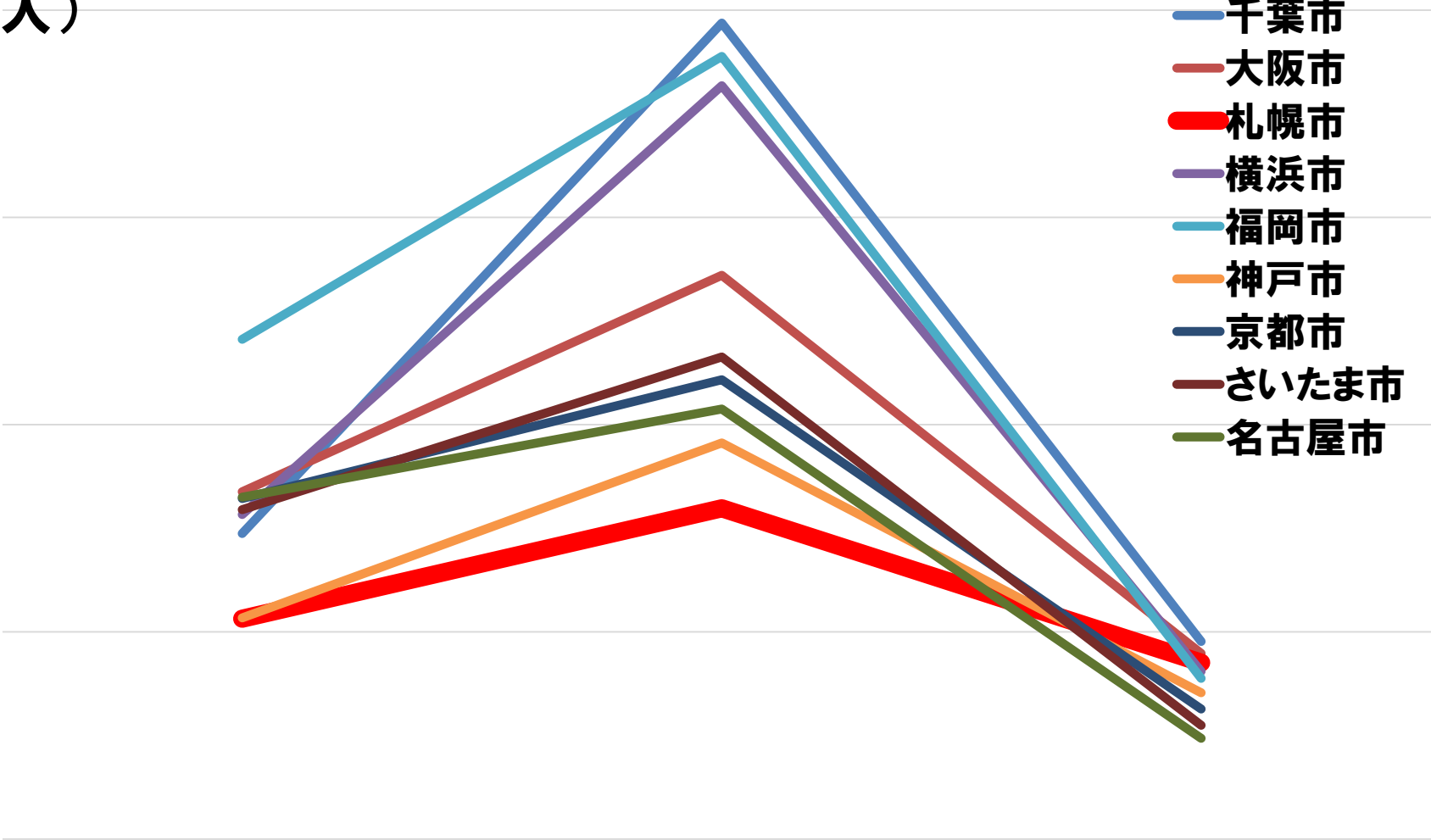
0

緊急事態宣言発出時点  
(1/1~7)

宣言後ピーク  
(1週間)

直近1週間  
(2/4~10)

千葉市  
大阪市  
札幌市  
横浜市  
福岡市  
神戸市  
京都市  
さいたま市  
名古屋市



# 北海道への要請内容

- 市内の感染状況を考慮した  
効果的な措置の検討
- 要請を解除する条件についての明示
- 要請により経済的な影響を  
受けている関係事業者への支援



# すすきの地区新型コロナ対策プロジェクト

正しい知識の共有

▶ 接待を伴う飲食店向けの  
手引書の作成

予防的な対応

▶ 定期的な店舗単位での  
PCR検査の実施

安心回復の支援

▶ 定期的な店舗単位での  
PCR検査の受検店公表

接待を伴う  
飲食店への支援

▶ 消毒費用等の支援

# すすきの地区の関係団体との協定締結

## 協定締結式

2月15日（月）

## 協定締結団体

- ・（一社）すすきの観光協会
- ・すすきの社交料飲組合
- ・札幌薄野ビルディング協会
- ・北海道鮭商生活衛生同業組合札幌中央支部
- ・すすきの麗しい会

店舗単位でのPCR検査の受検拡大や情報発信などを連携して実施

# 感染まん延予防のためのスクリーニング検査

12/21～

- ・医療機関（療養病床を持つ病院）

2/1～

- ・高齢者施設  
（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）

2/15～

- ・障がい者施設  
（障害者支援施設・障害児入所施設）

※試行実施を含む

# 人の移動が増える3月・4月における対策

## ■ 市内事業者へのお願い

- 転勤時期の分散やあいさつ回り・歓送迎会の自粛
- ローテーションによる在宅勤務の導入やテレワークの徹底

## ■ 区役所窓口の混雑緩和に向けて

- 夜間延長や休日開庁の実施
- 郵送手続きや窓口の混雑状況に関する周知